

随意契約とすることができる規則

下記の日本赤十字社会計規則第 36 条第 3 項及び第 4 項、同施行細則第 1 号から 10 号により、随意契約とすることができること。

1.日本赤十字社会計規則

第 36 条第 3 項

社長又は契約行為者は、契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、随意契約によるものとする。

第 36 条第 4 項

社長又は契約行為者は、契約にかかる予定価格が小額である場合その他社長が別に定める場合においては、※第 1 項及び第 2 項の規程にかかわらず社長が別に定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

※第 36 条第 1 項

社長又は契約行為者は、売買、賃借、請負その他の契約を締結する場合においては、第 2 項及び第 3 項に規程する場合を除き、社長が別に定めるところにより公告して申込みさせることにより、一般競争入札に付さなければならない。

※第 36 条第 2 項

社長又は契約行為者は、契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で、一般競争入札に付する必要がある場合及び一般競争入札に付することが不利と認められる場合においては、随意契約によるものとする。

2.日本赤十字社会計規則施行細則第 35 条

平成 18 年 7 月 31 日付総管第 535 号「日本赤十字社会計規則、同施行細則等の一部改正について」より、抜粋

契約種別	第 35 条	平成 18 年 10 月 1 日以降
工事又は製造	1 号	予定価格が <u>250 万円</u> をこえない工事又は製造をさせるとき。
財産の買入	2 号	予定価格が <u>160 万円</u> をこえない財産を買い入れるとき。
物件の買入	3 号	予定賃借料の年額又は総額が <u>80 万円</u> をこえない物件を借り入れるとき。
財産の売払	4 号	予定価格が <u>50 万円</u> をこえない財産を売り払うとき。
物件の賃貸	5 号	予定賃借料が <u>30 万円</u> をこえない物件を貸し付けるとき。
上記以外の契約	6 号	工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の賃借以外の契約でその予定価格が <u>100 万円</u> をこえないものをするとき。